第４号議案

新たな共済推進方針（組織討議案）について

2020 年 12 月 18 日開催の第 2 回共済推進県本部代表者会議において、自治労・団体生命共済の抜本改正（組織討議・制度骨格案）が確認されました。組織討議の中での多くの県本部の意見を踏まえ、新たな共済推進方針を提起します。組織討議を経て、2021 年 5 月の中央委員会で方針決定します。

はじめに

１．団体生命共済・抜本改正案の組織討議の経過について

2020 年 4 月 24 日開催の第 3 回共済推進県本部代表者会議において、団体生命共済の抜本改正「組織討議案」を提起しました。

その後、各県本部段階の組織討議を踏まえた第１次意見集約を経て、同年 7 月に高年層型の設定を補強した「補強修正案」を提起し、各単組段階の組織討議を踏まえた第２次意見集約を経て、同年 10 月に経過措置などを追加補強した「制度骨格案」を提起し、組織討議が行われました。

同年 12 月 18 日開催の第 2 回共済推進県本部代表者会議において、最終的な意見集約結果を踏まえた協議の結果、「制度骨格案」が確認されました。

２．新たな共済推進方針について

上述の組織討議の中で多くの県本部から、①今までの共済推進運動の総括、②組織率・加入率低迷の要因分析、③めざすべき未来（目的）と目標、④共済推進運動の体制と役割について、などをまとめた新たな共済推進方針を確立し、取り組みを強化すべきだとの意見がありました。

共済推進運動は、労働組合運動と「運動の両輪」といわれていますが、そもそも別の運動ではなく、各県本部・各単組で取り組む基本的な運動・活動に包含されるべき運動です。

新たな共済推進方針は、「組織強化・拡大のための推進計画（組強計画）」や「自治労運動方針」と密接に関連します。

新たな共済推進方針は、共済推進運動を、組合員・家族の安心と安定の生活、そして、自治労組織の強化・拡大のための重要な労働運動として、改めて各県本部・各単組に位置づけるための方針となります。

同時に、各県本部・各単組においても、取り巻く実状に応じた共済推進方針を策定し、また毎年度運動方針にも共済推進運動をしっかりと位置づけます。

第１章　共済推進運動（労働者自主福祉運動）の基本的考え方

Ⅰ．共済推進運動の総括

１．自治労の組合員数と組織率の低下

①　自治労組合員数は、2000 年には 100 万人を超えていましたが、2017 年には 78 万 9,859 人と、はじめて 80 万人を割り込み、組合員の減少傾向に歯止めがかかっていません。また、自治労全体の組織率は、2000 年の 77%から 2017 年には 67.8%と低下し、組織競合を抱える単組だけではなく、県職や大都市等でも低下が顕著になっています。

②　1999 年から 2019 年までの 20 年間の組合員減少や組織率低下の要因は、集中改革プランや市町村合併などの影響に加え、人員不足と業務の多様化・複雑化・業務量増加、および社会情勢により勤務時間内活動が困難になってきたことなどにより、労働運動に関わる時間が制約され、活動の低下が組織力の低下につながってしまっていることがあげられます。

③　周囲に非組合員が増えてくれば、組合の必要性を日常的に説く先輩・同僚がおらず、組合への関心を持つ機会も失われ、新規採用者の組合加入の動機も弱くなります。

２．減少を続ける団体生命共済の加入者数

①　自治労の取り組む各種共済制度の中でも、命と健康の不安に対応する「団体生命共済（遺族保障と医療保障）」と、自動車事故の不安に対応する「マイカー共済（自動車補償）」は、２大基幹制度です。

②　そのうち、マイカー共済については、掛金水準と弁護士特約の優位性に加え、個人口座振替で掛金収納が行えること、見積もりで他保険との比較が容易であることなどから、順調に加入拡大が進んでいます。

③　一方、1981 年に自治労の労組事業として発足した団体生命共済は、自治労・労働組合への求心力の向上と並行して順調に成長し、加入者数は 1999 年にピークを迎え、組合員の助け合いの制度としての役割を果たしてきました。

④　しかし、その後は減少に転じ、2002 年に生協事業化するとともに、現行の掛金体系（一律掛金＋年齢層別掛金：2 段階または 4 段階）への変更を実施しました。2013 年 6 月には全労済との統合により全労済に元受け移管され、改めて共済推進委員会の設置とそれを契機にした加入推進に取り組みましたが、減少傾向が続いています。

⑤　団体生命共済の加入者数低下の要因は、他民間生命保険との競争激化の中で、とくに若年層に対して組合員の助け合いを訴えるだけでは、掛金の劣位性を覆すことができにくくなってきていること、組合員へのオルグ能力をより必要とする団体生命共済の推進力、すなわち組織力の低下がやはり大きく影響しています。

３．自治労・自治労共済の歴史とこの間の取り組み

（１）自治労・自治労共済の拡張期（1966 年～2001 年）

①　自治労は、労働者自主福祉運動を担う共済生協として 1966 年に自治労共済生協を創設しました。自治労共済生協は、総合共済、火災共済、自動車共済などを実施、その後、1980 年には自治労事業本部を設立し、団体生命共済、長期共済を実施しました。自治労の組織拡大と歩調をあわせて、共済事業も拡大基調を継続し、1999 年には団体生命共済の加入者数がピークを迎えました。

②　組織・共済事業ともに拡大基調の中で忘れてはならない事件として、1989 年の連合加盟に伴う自治労組織の分裂、1998 年の長期共済含み損問題の発覚、2001 年のいわゆる自治労不祥事の発覚などがありました。

（２）自治労共済の改革期（2002 年～2006 年）

①　2001 年の自治労不祥事を契機として、自治労の共済事業のあり方（組織・事業）についての基本的な方針を組織決定しました。その要点は、ア共済事業は労働組合事業ではなく生協事業として行うこと、イ短期事業は自治労共済が実施し、長期事業は全労済に移転すること、ウ自治労事業本部は廃止し自治労共済生協に統合すること、などでした。

②　この方針に基づき、2001 年に共済組織の統合、2002 年に団体生命共済の制度改正（一律掛金＋年齢層別掛金：2 段階または 4 段階）と生協事業化、2004 年に長期共済・退職後共済の全労済移転を実施しました。

（３）自治労共済生協と全労済との組織統合（2007 年～2013 年）

①　2007 年に全労済から自治労共済生協へ全国事業統合の参加申し入れがなされたことを契機に、統合にむけた組織討議を開始しました。統合の理念として、ア組合員利益の確保、イ単組・県支部への手数料・交付金の確保、ウ経営の健全性の確保、の 3 点を確認し、2009 年に統合を組織決定、2011 年に本部段階の統合実施、2013 年 6 月には県支部を含めた統合が完結しました。

②　この時期の自治労共済の課題は、円滑な全労済統合の実施であり、具体的には、ア自治労共済生協職員の全労済職員への転籍、イ自治労・自動車共済の全労済・マイカー共済への移転、ウ統合に伴う組織体制整備、などがありました。

③　2008 年には、新たな事務システム導入に伴い、掛金収納の事務処理上の不具合、証書の発行遅延、契約データの不整合などの混乱が発生しました。

④　自治労共済生協と全労済統合の組織討議およびその後の実務課題協議については、相当規模の会議・協議を繰り返し、上記の課題は、いずれも大きな混乱なく実施されました。

（４）2013 年以降の共済推進運動

①　自治労は、2013 年 6 月の自治労共済生協と全労済の統合を機会に、改めて共済推進運動を、「運動の両輪」と位置づけ、自治労本部と自治労共済推進本部の共同で本部共済推進委員会を立ちあげました。

②　さらに、自治労本部主催会議として、共済推進県本部代表者会議（自治労本部と県本部）、共済推進県本部・県支部合同ブロック会議（自治労本部・自治労共済推進本部と県本部・共済県支部）の新設をしました。

③　同様に、全都道府県本部で県本部共済推進委員会を立ち上げ、さらに単組共済推進委員会の態勢構築もめざしてきました。

④　また、県本部・単組には、定期大会や中央委員会等の機関会議において、その都度、共済推進方針（労働者自主福祉運動の取組方針）の確立を求めてきました。

⑤　一方、自治労本部と自治労共済推進本部では、本部共済推進委員会として、2016 年 10 月に『共済推進運動の進め方（第 4 版）』を作成し、自治労の「共済推進運動の基本的な考え方（めざすべき態勢）および具体的取り組み指針」を定め、取り組みの推進をはかってきました。

⑥　県本部共済推進委員会を基軸として、県本部・共済県支部・こくみん共済 coop 推進本部の連携体制を組み、単組執行部を中心に、セット共済更新期の加入拡大集中月間（年 1 回）および退職予定者・新入組合員対策などスポット募集（年 3 回）などの取り組みを通して、全単組・全職場・全組合員オルグを追求することなども示されています。

⑦　あわせて、自治労本部と自治労共済推進本部の共同で、2014 年から開催している『じちろう全国共済集会』では、本部としての取り組み方針などの提起に加え、各県本部・単組の好取り組み事例の共有化や、外部専門家（ＣＦＰなど）による推進手法の研修も行ってきました。これを契機にして、一部の地連や県本部でも、同様の趣旨で共済集会が開催されています。

⑧　2017 年からは、団体生命共済を中心に「加入拡大モデル単組」という重点単組の取り組みを実行しています。多くの単組で、県本部・共済県支部・こくみん共済 coop 推進本部とともに組合員への働きかけを実行し、加入拡大を実現しています。これらの実践と実績を通して、単組執行部が共済への関心と活動への自信を高めています。

⑨　これらの取り組みを通じてもなお、団体生命共済の加入者数は減少を続けており、県本部・単組間の取り組みと結果の大きな格差は残り続けています。

４．県本部・単組間格差について

①　県本部共済推進委員会は全県本部で設置されているものの、その開催状況にはバラツキがあり、また単組での設置の有無や委員会の開催状況には、さらに大きな違いがあり、これらの状況も県本部間、単組間での加入格

差の要因となっています。
②　各県本部、各単組の歴史経過や取り巻く状況は異なり、県本部や共済県支部の人的体制や予算規模にも大きな差があります。加入実績が低迷する県本部や単組がある一方で、47 都道府県本部のうち組合員の 80%以上の加入を誇る組織加入県本部が 7 県本部（15%）、団体生命共済取扱単組 2,058 のうち組織加入単組が 772 単組（38%）（2019 年 1 月現在）存在しており、県本部・単組間の格差を如実に示しています。
③　結果として、全体では組合員数や組織率の減少、共済とくに団体生命共済の加入者数の減少が続いています。本部としてこれらの現状を真摯に受け止め、なぜ県本部・単組間で取り組みの格差が生じているのか、さらに加入者数が減少しているのかを改めて詳しく分析し、その対応策として、この新しい共済推進方針およびそれに基づく今後の取り組みにより、状況を変えていかねばなりません。
④　一般的に共済の実績に関わる要素としては、「社会情勢、競合保険業界の動向」「制度の優位性（掛金や保障内容）」「勧める力（オルグ力・組織力）」だと考えられます。そのため、競合保険業界に対抗し、制度の優位性を確保するために、団体生命共済の抜本改正をめざしてきました。
⑤　その上で、勧める力を高めるためには、とくに自治労運動や共済推進運動の取り組みに困難を抱える県本部や単組の底上げをはかるとともに、自治労運動・共済推進運動を全国一丸となって進めていく必要があります。

５．組織力低下の要因①

単組の課題

（１）単組役員の負担感増加と組合活動の低下

①　共済推進運動を含む組合のさまざまな課題に対応している単組役員の多くは非専従者で、日常の業務を担いながら、組合活動を行っています。とくに近年、人員不足と業務量の増加、組合休暇を含めた休暇の取りにくさから、組合活動に充てられる時間は減少しています。
②　また、自治労をターゲットにした組織攻撃により、勤務時間内活動が困難になったことも大きな影響を及ぼしています。
③　同時に、役員任期の短期化・年齢の若年化が進むことで、経験を十分に重ねられないまま、役員を担わなければならない組合員も増えています。
④　人員不足と業務の多様化・複雑化および業務量の増加は、結果として組合員の運動参加や学習機会の減少にもつながっています。
⑤　そのため、組合が相互に助け合うための機関であるという組合の意義を実感できる場が減少し、一個人としての損得やメリット・デメリットで組合への参画を判断するようになり、組合離れが加速するという事態も生じており、こうした動向の拡大が危惧されます。

（２）単組役員の共済推進運動の理解不足

①　単組執行部学習会について限られた単組でしか開催されていないことから、「なぜ、共済推進運動に取り組むのか」「組合員に伝えたい各共済制度の優位性とは何か」「組織にとってどのような意味があるのか」など、共済推進運動に対する本質的・基本的な認識や理解が進んでいない実状があります。

②　また、具体的に何をすればよいのか悩んでいるとの声も聞かれます。

（３）担当役員・単組書記の負担感増加

①　職域共済の推進主体は単組であり、とくに執行部（支部や分会役員含む）全体での取り組みが不可欠です。

②　しかし、その取り組みが一部の役員になっている単組においては、運動課題や組合業務について執行部（支部や分会役員含む）全体での取り組みとはなっていません。

③　とくに書記の配置されている単組においては、書記任せとなっているところが多くみられ、このことは、組織強化や組織拡大にも大きな力となるはずの共済を活かせない状況となっています。

④　少なくとも、執行部全体で共済推進運動の重要性や制度の優位性を理解する学習会を開催するとともに、取り組み体制を確立することが必要です。

（４）組合員に知らせる活動の低下

組合員学習会や個別保障相談会、職場オルグなどの実施が必要ですが、これらの取り組みができていない単組においては、まず機関紙やパンフ、チラシなど組合員への周知のための取り組みが求められています。

６．組織力低下の要因②
県本部・共済県支部の課題

（１）県本部・県支部と単組の関係の希薄化

①　日常的に単組との関係が構築できている県本部・県支部も少なくありませんが、県本部・県支部が招集する諸会議など以外で、単組役員との直接的な対話の機会を設けず、単組役員との間に、組合活動の中で抱える悩みや疑問を相談できる関係性がない県本部も見られます。

②　単組と県本部・県支部との日常的な関係性が築けていない「距離感」が拡大し、弱体化している単組に対して有効な手立てが打てないという、県本部・県支部による単組に対する助言・指導の「機能」「役割」の低下を克服するためには、県本部・共済県支部による単組オルグの実施や単組執行委員会への参加、また県本部の地域やブロック別の会議等の開催を通じた関係性の再構築が求められます。

（２）県本部と共済県支部の連携

①　共済推進運動を含む組合のさまざまな課題対応に困難を抱えている県本部では、県本部役員も単組での経

験値の差から、「なぜ、共済推進運動に取り組むのか」「組合員に伝えたい各共済制度の優位性とは何か」「組織にとってどのような意味があるのか」など、共済推進運動に対する本質的・基本的な認識や理解にまで至っていない実状があります。

②　単組を取りまとめ、支える立場の県本部が主体的に共済推進運動に取り組めていないのであれば、共済推進運動はもとより、単組の組織強化・拡大も十分に進めることができません。

③　また、財政の逼迫により、県本部においても、役員・書記の体制縮小を行わざるを得ず、従来に比べて十分な「体制」が確保できていないところも少なくありません。

④　そのような県本部においては、共済については県支部任せにならざるを得ない状況で、共済県支部との関係が希薄な県本部も見られます。

⑤　このため、県本部共済推進委員会の機能を発揮するため、県本部と共済県支部の役職員を含めた明確な役割分担と連携した取り組みが重要です。

（３）共済県支部の取り組みの格差

①　県本部やこくみん共済 coop 推進本部との連携を強化し、単組を支え、共済推進運動を盛りあげていくべき立場の共済県支部も、人的体制や予算規模に大きな格差があり、県によって異なる歴史・経過の影響も大きく、取り組みに大きな格差が生じています。

②　また、各県支部の工夫と力量に任されている部分があり、具体的な手法についてのモデル化が進んでいません。

③　その結果、各県の状況に応じて創意工夫する以前に、全県で取り組める手法が明示されておらず、基本的な取り組みにも差が生じています。

７．組織力低下の要因③

本部・共済本部の課題

（１）本部・共済本部と、県本部・共済県支部との関係

①　自治労本部・自治労共済推進本部には、単組・県本部・共済県支部の強化を念頭においた運動の提起が求められます。

②　自治労組織・運動の持続・発展は、単組を起点とした組織強化にあり、それを支援する自治労本部、さらに自治労共済推進本部との一体的な取り組みが求められています。

③　「単組役員・書記の負担感を軽減しつつ、運動の質を確保・向上させる」という難題を前に、自治労本部・自治労共済推進本部には、これまで以上に県本部・共済県支部との関係を密にする必要があります。

④　これまで自治労本部・自治労共済推進本部は、「方針提起をし、具体策は現場に任せる」というスタンスをとりがちでした。共済推進運動を含め単組のさまざまな課題対応に困難を抱えている県本部・共済県支部に対しては、課題を把握し、原因分析や対応策を一緒に考えるという「寄り添い、伴走する」という対応が必要です。

⑤　今までの共済推進方針を含む運

動方針の提起は、全県一律の提案になりがちでした。人的体制や予算規模など運動の資源の少ない県本部・県支部に対して「優先順位のメリハリをつけた実行しやすい具体的手法」を提示することが求められています。

Ⅱ．めざすべき未来（目的）・目標

前項の共済推進運動の総括を踏まえ、めざすべき未来（目的）と、目的を実現するための目標を以下の通り改めて確認します。

めざすべき未来（目的）
組合員・家族の安心と安定の暮らし、自治労の組織強化・拡大の実現

大目標
じちろう共済に、生涯を通じて、全員加入

１．めざすべき未来（目的）について

①　組合員と家族にとって不測の事態にいつ見舞われるかは、誰にもわかりません。万一のことが起きた場合でも、安定した日常生活が送れる経済的な保障があることは大切です。

②　さまざまな民間生損保の保険商品がありますが、自分がどのような保険に加入しているのか詳しくは知らない、勧められるがまま加入しているという組合員が多いのも事実です。

③　その結果、家計が厳しいのにもかかわらず、必要性が低い保険に対して多額の保険料を支払っていたり、逆に保険料の高さから必要な保障に加入できていないという組合員も多いのです。

④　現在の経済環境や、公務員に対する風当たりの強さなどから収入を大幅に増加させることは難しい状況にあります。

⑤　賃金や社会保障制度の改善を求める運動とともに、組合員のニーズに沿った非営利事業で自治労組合員だから利用できる割安な共済制度に加入することで、適切な保障が得られ、支出を減らし可処分所得を増やす助け合いの共済推進運動は、安心と安定のくらしのために不可欠です。

⑥　組合員を守り、安心して働き甲斐のある職場を作り、質の高い公共サービスを提供すること、よりよい社会づくりのために影響力を持つことなど自治労の存在意義や価値は、強固な団結力と、次の世代へしっかりと運動が引き継がれ発展していく組織でなければ、生まれません。

⑦　労働組合にとって、「数は力」です。組織率の低下、組合員数の減少をそのままにしては、自治労運動は継続できません。自治労・団体生命共済の抜本改正の組織討議では、組織存亡の危機であることを改めて認識する契機となりました。

⑧　すべての組合員が共済推進運動へ参加することは、組合員個人の利益向上につながるだけでなく、組合員との接点を増やし、関係を強固にするこ

とから、自治労組織全体の強化にもつながります。
⑨　また、加入継続の取り組みは、日常の相談・世話役活動とも密接に関係し、組合員の脱退防止にも効果を発揮します。
⑩　改めて全単組における具体的運動が実行できるかどうかが最重要の課題です。単組の組織強化と若年層の組合加入対策を単組・職場における自治労運動と共済推進運動の両輪で実現します。
⑪　共済の魅力と取り組みで、結果として、自治労における永続的な最重要課題の一つである組織強化・拡大を実現し､20 年の長きに渡る組織の縮小傾向から脱し､80 万人自治労の回復に結びつけます。

２．大目標について

上述のめざすべき未来（目的）を実現・達成するために、とくに若年層にとって抜本改正でより加入しやすくなる団体生命共済をはじめとした各種制度に、新規採用時から退職後の老後に至るまで生涯に渡って加入すること、そして組合員全員の加入で助け合うことを究極の大目標として掲げ、自治労総体で達成にむけた取り組みを進めます。

３．大目標に至る制度別・段階別の取り組み

大目標に至る道筋として、制度別・段階別の取り組みを確認します。段階別に取り組みを実行していくことで、それぞれの単組・県本部・共済県支部において挑戦する動機づけとします。

（１）総合（慶弔）共済基本型

①　第１段階の取り組み＜全県本部・全単組における毎年の取り組み＞

取り扱い単組において、全員加入を行う。

②　第２段階の取り組み

未取り組み単組において、制度取り扱いを開始し、全員加入を行う。

（２）団体生命共済・長期共済（税制適格年金含む）

①　第１段階の取り組み＜全県本部・全単組における毎年の取り組み＞

ア　取り扱い単組において、全単組（支部含む）執行部学習会を実施する。
イ　執行部（支部含む）全員が個別保障相談を実施する
ウ　執行部（支部含む）全員が加入する。

②　第２段階の取り組み

ア　取り扱い単組において、組合員説明会・個別保障相談会を実施する。
イ　新規採用者全員加入の方針を確立し、4 月採用からの早い段階で全員加入をめざす。
ウ　高年層における保障の見直しとあわせ、長期共済への加入を促す。

③　第３段階の取り組み

ア　青年部、女性部、各評議会・専門部別など単組全体の多角的な取り組みを実行する。
イ　年１回の継続更改期と年３回以上のスポット募集を通じて、取り組み

を強化し、保有件数を純増させる。

（３）自治労・退職者団体生命共済

①　第１段階の取り組み＜全県本部・全単組における毎年の取り組み＞

生涯（現役・退職後）を通じた安心・安定のため、退職予定者に対し、個別対応を漏れなく実行する。

②　第２段階の取り組み

退職予定者を集めた学習会・セミナーを実行する。

③　第３段階の取り組み

ア　退職予定者のみならず、中堅層や51歳以上など年代別の学習会･セミナーも実行する。

イ　自治労・退職者団生に全員移行させる。

（４）じちろうマイカー共済・自賠責共済

①　第１段階の取り組み＜全県本部・全単組における毎年の取り組み＞

ア　取り扱い単組において、全単組（支部含む）執行部学習会を実施する。

イ　自動車保有の執行部（支部含む）全員が見積もりを実施する。

②　第２段階の取り組み

ア　取り扱い単組において、自動車をめぐる補償制度（人と車、自分と他者）の学習会を開催し、組合と連携した雇用を守るための事故対応を訴求する。

イ　組合員全員の見積もりを実施する。

③　第３段階の取り組み

ア　執行部（支部含む）全員が加入する。

イ　青年部、女性部、各評議会・専門部別など単組全体の多角的な取り組みを実行する。

ウ　自動車保有組合員や同居の親族保有自動車の加入拡大を通じて、保有件数、車両特約付帯率を純増させる。

（５）住まいる共済（火災共済・自然災害共済）

①　第１段階の取り組み＜全県本部・全単組における毎年の取り組み＞

ア　取り扱い単組において、全単組（支部含む）執行部学習会を実施する。

イ　執行部（支部含む）全員が見積もりを実施する。

②　第２段階の取り組み

ア　取り扱い単組において、火災をめぐる補償制度（必要付保額、損害賠償義務、地震被災時の共済金支払い等）の学習会を開催し、自宅（住宅と家財）・借家（家財）にかかわらず、火災共済の全員加入を推進する。

イ　巨大地震などや風水害などの大規模災害リスクの増大を訴求し、自然災害共済（大型）の付帯を推進する。

ウ　組合員全員見積もりを実施する。

③　第３段階の取り組み

ア　執行部（支部含む）全員が加入する。

イ　青年部、女性部、各評議会・専門部別など単組全体の多角的な取り組みを実行する。

ウ　持ち家者の必要補償額の加入や借家人の家財補償の加入拡大を通じて、保有件数、自然災害共済付帯率を純増させる。

（６）じちろうシンプルパック

①　第１段階の取り組み＜全県本部・全単組における毎年の取り組み＞

取り扱い単組において、全単組（支部含む）執行部学習会を実施する。

②　第２段階の取り組み

ア　取り扱い単組において、組合員説明会を実施する。

イ　団体割引や退職後も保障が継続される点など優位点を訴求し加入拡大をはかり、もって組織拡大をめざす。

第２章　目的を実現するための道筋

Ⅰ．なぜ共済推進運動に取り組むのか

共済推進に限らずすべての労働組合運動に共通ですが、いわれたことをこなすのではなく、「主体的」「自発的」な取り組みを展開するには、『なぜ取り組みをしなければならないのか』という取り組みの理念・意義や重要性、取り組みにより得られるメリットなどを繰り返し学び、取り組みの必要性に「気づき」を得ることが重要です。

＜共済を活用した運動のプラスの循環の概念図＞

１．組合員とその家族にとっての共済の意義

①　共済推進運動（労働者自主福祉運動）は、組合員の相互扶助と団結強化を目的とした、いわば労働組合の原点ともいえるものです。

②　賃金や労働条件をめぐる厳しい状況のもと、『働くこと』の中で生じるさまざまな悩みや課題を労働運動で解決していく役割がある一方で、コロナ禍のようなパンデミックや自動車事故、地震や風水害など増加する自然災害などの『くらすこと』の中で避けられないさまざまな不安から、ムリ・ムダのないニーズに合った保障で支え合う共済には大きな意義があります。

③　あわせて、非営利事業であることや組合運動との運動の両輪として取り組むことによる低いコスト、保健統計上リスクの小さい自治労組合員という条件などから実現できる掛金優位性は、支出を抑え自由に使える可処

分所得を増やし安心・安定の生活を実現していきます。

２．自治労組織にとっての共済の意義

（１）共済の魅力と共済推進運動による組織強化・拡大

①　労働組合が使用者と対等の関係を構築し、維持するためには、労働者全員が労働組合に結集することが重要です。

②　自分のくらしを守るには、仲間の支えが必要であること、仲間のくらしを支えることが自分の生活を守ることになります。

③　そのことが積み重なって強固な組織が生まれ、強固な要求や運動が生まれます。まさかの時に、労働組合が組合員の力になる、組合役員・書記が世話をするということが大切です。組合員が困った時こそ、労働組合がその存在感を発揮できるときです。

④　自治労が共済推進運動を真剣に取り組むことは、組合員の単組に対する信頼を高めることに寄与し、組織強化とともに、組織の拡大にもつながります。

⑤　組織強化・拡大が自治労運動の継続のために不可欠であることから、共済を労働組合に加入した組合員の１つのメリットと小さく捉えず、同時に、書記任せや共済県支部・全労済任せにせず、自治労総体で主体的に取り組むべき運動に改めて位置づけることが重要です。

⑥　自治労は共済推進運動を組織強化・拡大の重要な柱に据えて、主要な運動の一つとして取り組み、労働組合運動と共済推進運動は『運動の両輪』としています。

⑦　あわせて、自治労共済生協と全労済の事業統合の理念である、ア組合員の中長期的な利益確保、イ手数料など組織的な利益確保、ウ経営の安定性確保、を維持するためには、事業経費の節減とあわせて、数や結果にこだわった不断の努力が不可欠です。

（２）共済推進運動に関わる単組役員・書記の取り組みの意義

①　共済推進の中心的役割を担う単組役員・書記にとっては、『くらすこと』を取り巻くさまざまな経済的な不安に対し、直接的に組合員の役に立つことができるという嬉しさや満足感を得られる運動になります。

②　日々の世話役活動を通じて、組織全体はもとより、頼りにされる、信頼されるという組合運営上欠かすことのできない組合員との人間関係を築くことにつながります。

③　単組役員にとって、業務上知り合う以上の人脈の広がりや、目に見える結果によって達成感を伴う成長を実感できる運動であり、単組書記にとっても、自身の存在価値・付加価値を高める運動です。

（３）単組事務手数料、共済推進県本部交付金の活用

①　共済推進運動の結果、加入実績に応じて、単組には事務手数料が支払われます。

②　現状では、組合財政が厳しい状況にあったとしても、組合費の値上げに対する組合員の理解を得ることは容易なことでありません。事務手数料は、共済推進運動をはじめとするさまざまな運動課題の対応に活用できることから、一定程度の単組財政基盤の強化につながります。

③　同時に県本部にも共済推進県本部交付金が交付されます。県本部財政基盤の強化につながり、さらなる共済推進運動の前進にむけて活用が期待されます。

３．組合員に伝えたい制度別の主な優位点・訴求点

上記１や２．のような意義のみならず、組合員に伝えるべき各種共済制度に加入することで得られる具体的なメリット（優位点・訴求点）を知ることも、共済推進運動に取り組むべき理由となり、基本的に不可欠かつ非常に重要です。

（１）総合（慶弔）共済基本型

①　月額 300 円の組合員の助け合いのベースとなる慶弔共済制度です。

②　結婚から死亡、住宅災害などに共済金をお支払いします。

＜過去の災害等での給付実績＞

東日本大震	（2011 年発生）	23,601 件	12 億 4239 万円
熊本地震	（2016 年発生）	3,634 件	3,911 万円

（２）自治労・団体生命共済（※）

①　いのちと健康の不安から守る生命保障と医療保障がセットになっている共済です。

②　1 年満期の共済でライフステージにあわせてムリ・ムダなく保障が選べます。

③　他の保険や共済よりも低廉な掛金で加入することができます。家計にやさしい掛金で大きな安心が得られます。

④　入院は日帰りから保障、連続 5 日以上の成人病入院はさらに手厚い保障です。

⑤　各種通院共済金や手術共済金、がん診断共済金、先進医療共済金もセットされ充実の医療保障です。

⑥　組合員が加入すれば配偶者、子どもも加入できます。

⑦　組合員の加入率が 80%以上（組織加入）の単組（県本部）は、健康告知に該当する組合員も加入が可能です。

（３）自治労・退職者団体生命共済（※）

① 自治労・団体生命共済加入者が退職後も、引き続き 85 歳まで生涯に渡って加入が可能です。

② 自治労・団体生命共済と同じ保障内容（医療保障充実型）とシンプルで手ごろな掛金（病気入院付帯型）から選択ができます。

③ 他の保険や共済よりも低廉な掛金で加入することができます。家計にやさしい掛金で大きな安心が得られます。

④ 掛金は年払い、口座振替での払い込みとなります。

（４）長期共済・税制適格年金

① 長期共済は、在職中に掛金を積み立て、退職のときに年金給付などの保障を選択できる老後に備えるための共済です。

② 1 口月払い 3,000 円から積み立てが可能で、随時払でさらに積立金を増やすことができます。在職中の早い時期からの加入がゆとりにつながります。

③ 税制適格年金は、1 口月払い 5,000 円から年金のための積み立てを行う共済で、積立期間中の掛金が個人年金保険料控除の対象になります。

④ 団体生命共済加入者が利用できます。

（５）じちろうマイカー共済・自賠責共済

① じちろうマイカー共済は、自動車事故を起こす不安から守るカーライフを応援する共済です。

② 対人賠償・対物賠償無制限の安心の補償です。

③ 自治体職員にとって心強い自動車事故での失職を防ぐための、起訴前の弁護士費用を支払う特約が付いています。

④ 自治労組合員は、団体割引の対象となり、ほかの保険や共済よりも低廉な掛金で加入することができます。

⑤ また、自賠責共済（新車購入時や車検のときに必要な強制保険）も、組合で加入することができます。

⑥ 在職中のみならず退職後も継続して加入できます。

⑦ 掛金は年払いか月払い、口座振替での払い込みとなります。

（６）住まいる共済

① 住宅や家財を守る共済です。住まいる共済は火災共済と自然災害共済を合わせた呼び名です。

② 火災共済は、火災を中心に備える共済で、住宅が 70%以上の焼破損割合

で被害を受けたときに全焼扱いとなります。

③　全損時に新たな住宅を取得できる額を支払う「再取得価額」で保障します

④　家財保障もあるので賃貸住宅にお住いの方も加入できます。

⑤　自然災害共済は、風水害、地震、盗難まで幅広く備える共済で、火災共済に付帯して加入が可能です。より厚く備える自然災害共済・大型タイプの加入を推進します。

⑥　在職中のみならず退職後も継続して加入できます。

※　上記（２）（３）は、2022 年 6 月以降の契約更新時以降の新制度内容となります。

Ⅱ．共済推進運動の体制と役割

組合員が共済に加入する場合、募集人としての共済役職員の説明が重要ですが、身近な信頼する単組役職員がどのような考え方に立ち、共済を推進するための働きかけを行っているかが、大きな判断基準となります。

組合員と日常的に接する単組・職場が共済推進運動の第一線であり、共済推進の基盤となります。県本部は、単組・職場に密着した一体的な運動の構築をめざし、自治労本部は、県本部・単組のニーズを全国的に集約し具体的な方針を策定します。

１．自治労がめざす共済推進体制

（１）共済推進委員会が運動の基軸

①　『運動の両輪』として位置づけている共済推進運動を主体的に取り組むために、自治労の本部・県本部・単組の共済推進委員会を自治労職域における共済推進運動の基軸として位置づけます。

②　共済推進委員会は、執行部を主体に構成し、全県本部で設置するとともに、全単組における設置をめざします。

（２）自治労共済推進本部との関係

①　自治労共済推進本部は、職域生協統括本部を通じて、こくみん共済 coop ＜全労済＞と連携を強化し、共済事業の運営面および制度面から自治労の共済推進運動を支えます。

②　また、各県において、共済県支部は、こくみん共済 coop 推進本部・支所との実務的な共同推進体制を基礎に事業推進主体としての組織の確立をめざします。

２．単組の役割

（１）役員（単組支部・分会役員含む）の役割

①　共済推進運動の主体は単組役員

組合活動の基本は、組合員の賃金・労働条件の改善や職場が直面する身近な課題の解決に取り組むことにあります。共済推進運動の主体は、執行部です。共済担当役員や書記任せにせず、全執行部での取り組みとする体制づくりが大切です。

②　執行部学習会の実施と役員の複数年化

まずは、執行部（支部や分会の役員含む）が取り組みの意義やメリットを知ることがはじめの一歩です。全単組での執行部学習会を実施します。

また運動を拡大するための経験値を積むためにも、役員の複数年化を追求します。

③　周知活動とフォローアップ

ア　組合員に「見える」単組活動を進め、組合員の参加の裾野を広げます。機関紙、ビラなどの教宣媒体を活用し、共済をわかりやすく「伝える」ことを意識して取り組みます。

イ　組合員説明会や個別保障相談会

は、青年部、女性部、各評議会・専門部別なども含め多くの組合員が参加するよう工夫します。
ウ　説明会や相談会実施後のフォローアップの声掛けを含め、日常生活における悩みについて気軽に相談できる世話役活動を進めます。

（２）単組書記の役割
①　共済推進運動の主体である執行部と連携する運動の重要な担い手です。
②　契約・給付・掛金収納などの事務処理を行います。ただし、単組書記（・単組支部書記）のいない単組では、共済担当役員が担います。
③　相談者に対する世話役活動で組合員の信頼感を高めます。

３．県本部・県支部の役割
（１）県本部の取り組み
①　県本部には、日常的な単組役員との対話や単組オルグの実施を通して、役員が抱える悩みや単組運営における課題を拾いあげ、解決にむけた助言や行動提起が求められます。組合活動をサポートするためには、県内単組間の横の連携の強化をはかることが不可欠です。
ア　県本部共済推進委員会で、方針や具体的手法を協議・決定します。
イ　単組との日常的な連携を強め、信頼関係の構築・強化をはかります。また単組の組織状況や活動内容・課題を把握し、共済県支部とともに必要な助言や指導を行いながら、単組の日常活動を丁寧に支援します。
ウ　地域ブロック活動を通じて単組が相互に課題解決に取り組めるよう、その機能を高めます。また、単組間での情報共有や意見交換が進む場を定期的に設定します。
エ　県本部の会議・集会・学習会について共済の時間を確保します。単組の取り組み事例やノウハウの共有、単組ニーズに即したテーマ設定など、単組が日常活動のヒントや課題解決の方策を得られるよう意識します。

（２）県支部の取り組み
①　単組執行部や県本部側に共済の意義や優位性を理解してもらうためにも、県支部側も自治労運動の意義や概要を知ることが、互いに信頼できるパートナー・仲間となることにつながります。単組や県本部の組合活動の苦労や悩みを知ってこそ、よりよい提案や推進に繋がります。
②　数々の運動課題を抱える県本部・単組は、共済に特化している訳ではありません。複雑なことや理解しづらいことは、取り組みにつながりません。誰が見てもわかりやすい資料や誰が聞いてもわかりやすい説明を追求します。
③　また、漠然・抽象的な方針では、結局単組は動けません。県本部と連携を強化し、単組のやる気を高めるよう、いつ・誰が・何を使って・何をすれば良いのか具体的な手法を県本部とともに提案します。
④　県本部共済推進委員会での協議

後、各単組への周知・要請、各単組内の協議・準備には時間が必要です。遅くなれば準備不足で組織的な展開が困難になるので、早めの提案に努めます。
⑤　こくみん共済 coop 推進本部・支所と連携を強化し、説明講師・相談対応者の調整をします。定例推進会議や相互の研修会などを通じて、県本部・単組がやる気になる具体的提案を追求します。

４．本部・共済本部の役割

①　本部・共済本部には、本部共済推進委員会を基軸として、組合員と組織のニーズを把握しながら、共済推進にかかる基本方針や事業計画などを策定していくことが求められます。
②　また、組強計画とも連動し、とくに実績の低い県に対する本部・共済本部の支援を強化して底上げをはかります。
③　同時に、県本部・単組とともに、推進体制の整備や教育・研修制度の充実に力点を置き、組合員相互の「助け合い・支え合い」活動として、ますます大きくなる労働者自主福祉運動の役割を果たしていきます。

（１）本部共済推進委員会のさらなる機能化

①　組合員と組織のニーズを把握しながら、共済推進にかかる基本方針や事業計画の立案をしていきます。
②　また、県本部・県支部との関係強化をはかり、課題の把握と解決につとめます。
③　各種共済制度改正の際は、逐次状況把握し、共済推進県本部代表者会議などで共有化しながら議論を進めていきます。

（２）新たな共済推進マニュアル（仮）の作成

単組活動が多くの非専従役員によって担われている現状を踏まえ、限られた時間の中で組合活動に注力できるよう、わかりやすく、具体的な活動に結びつけるための共済推進運動の底上げの取り組みとして、好取り組み事例をモデル化した包括的な「新たな共済推進マニュアル（仮）」を本部共済推進委員会で作成します。各県本部、単組および各県支部における事例を収集し、力量別の具体的取り組みモデルを提示します。

（３）わかりやすい資料や教育宣伝物の作成

単組・県本部・県支部役職員が活用しやすい資料提供のあり方を工夫するとともに、ツールの豊富化につとめます。

（４）共済集会の開催

①　本部としての取り組み方針などの提起に加え、各県本部・単組の好取り組み事例の共有化や、外部専門家（ＣＦＰなど）による推進手法の研修などを行うため本部共済推進委員会と自治労共済推進本部の共同開催で、共済全国集会を開催します。

②　また各地連などでの開催も促します。

（５）共済推進県本部交付金の交付

共済推進県本部交付金の補強策として、掛金体系の変更を伴う抜本的な制度改正において、高年層組合員の掛金抑制対策により、保障の引き下げによる口数減少から単組事務手数料の減少が懸念されることから、単組における円滑な制度改正対応と財政確保の観点で共済推進県本部交付金制度の増額と単組への配分などの対応をはかることとします。

（６）横断組織の展開

県本部－単組の展開のみならず、県職共闘、大都市共闘、青年部、女性部、現業評議会など専門部・評議会や規模別自治体単組連携などの横の展開をはかるため、方針協議や具体的計画を策定します。

（７）オンライン推進

コロナ禍におけるオンラインを活用した新しい推進方法については、こくみん共済 coop＜全労済＞の施策と連携をはかりながら対応します。

＜組合員と家族を支える組織の連携＞

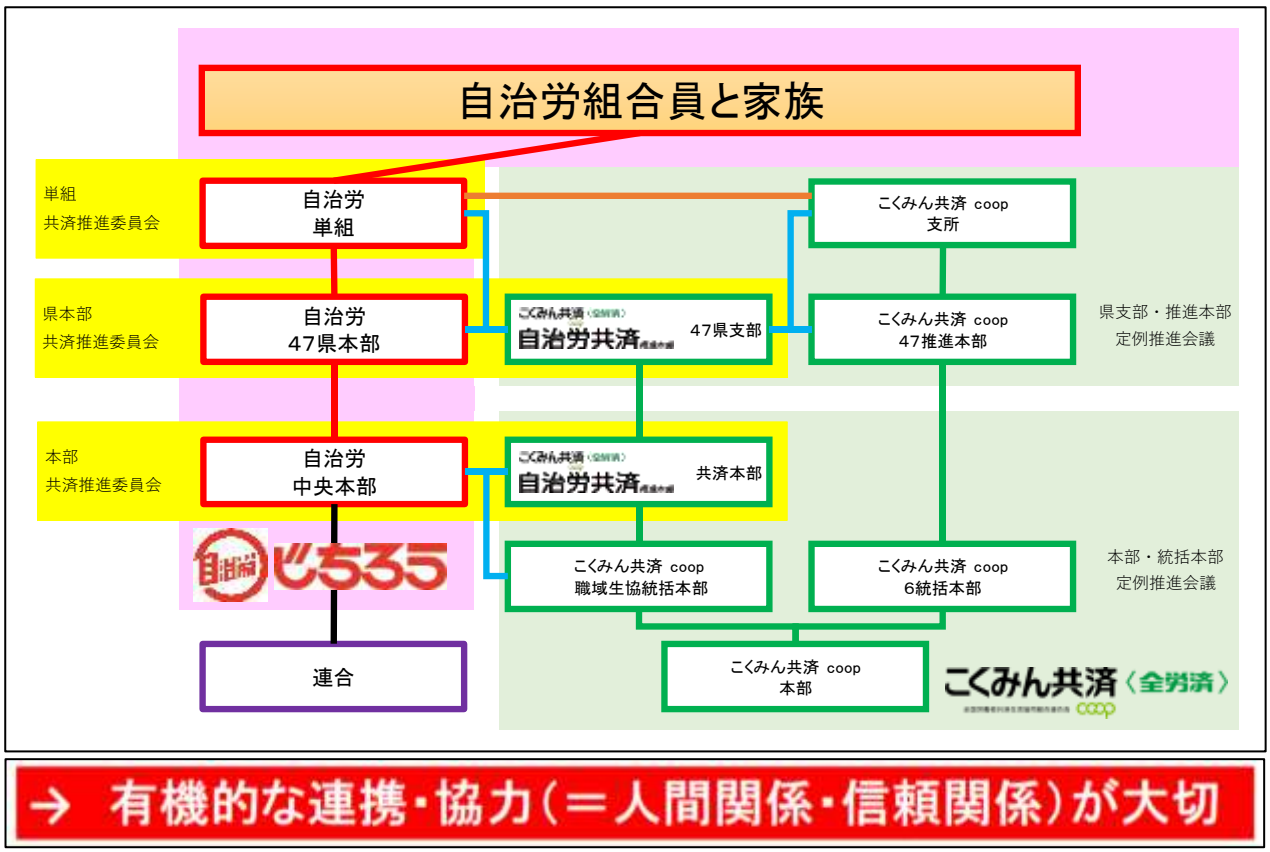

→ 有機的な連携・協力（＝人間関係・信頼関係）が大切

以　上